

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年10月11日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html</a>

執行機関名 福井県知事

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	不妊検査または一般不妊治療(特定不妊治療以外の不妊治療をいう。)に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福井県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年福井県条例第四十三号)別表第1の9の項 不妊検査または一般不妊治療(特定不妊治療以外の不妊治療をいう。)に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第1条	福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、不妊を心配する夫婦が共に不妊検査および一般不妊治療を受けた場合にその費用の一部を助成することにより、 <u>早期に適切な治療を開始することを促し、子どもを生み育てやすい環境をつくることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱